

お客様各位

技 RPT14-042

平成 26 年 10 月 24 日

株式会社 三桂製作所

プリカ事業部 品質管理部

プリカチューブ及び同附属品における JIS 自己適合宣言について

1. 当社製品の JIS 適合表示

当社では、製品の JIS 規格への適合を「自己適合宣言」で行っています。

又、製品上または包装ラベルには、JIS マークの代わりに次の表示を行っています。

- ・プリカチューブ：JIS C8309 に適合
- ・プリカチューブ附属品：JIS C8350 適合

2. JIS 自己適合宣言について

自己適合宣言による JIS 適合証明は、工業標準化法の改正により平成 17 年 10 月以降認められているものです。

添付資料-1 は、平成 17 年以降の制度をフローで表したのですが、赤点線枠内にあるように認証事業者による JIS マーク表示と JIS 自己適合宣言する 2 通りの方法があり、どちらも工業標準化法で認められたものです。

自己適合宣言は、JIS Q 1000「適合性評価－製品規格への自己適合宣言指針」に基づき宣言しますが、この指針の適用範囲は次のとおりです。

1. 適用範囲 この規格は、供給者が日本工業規格（以下、JIS という。）への適合を証明する場合の自己適合宣言に対する一般要求事項について規定する。・・・略・・・。

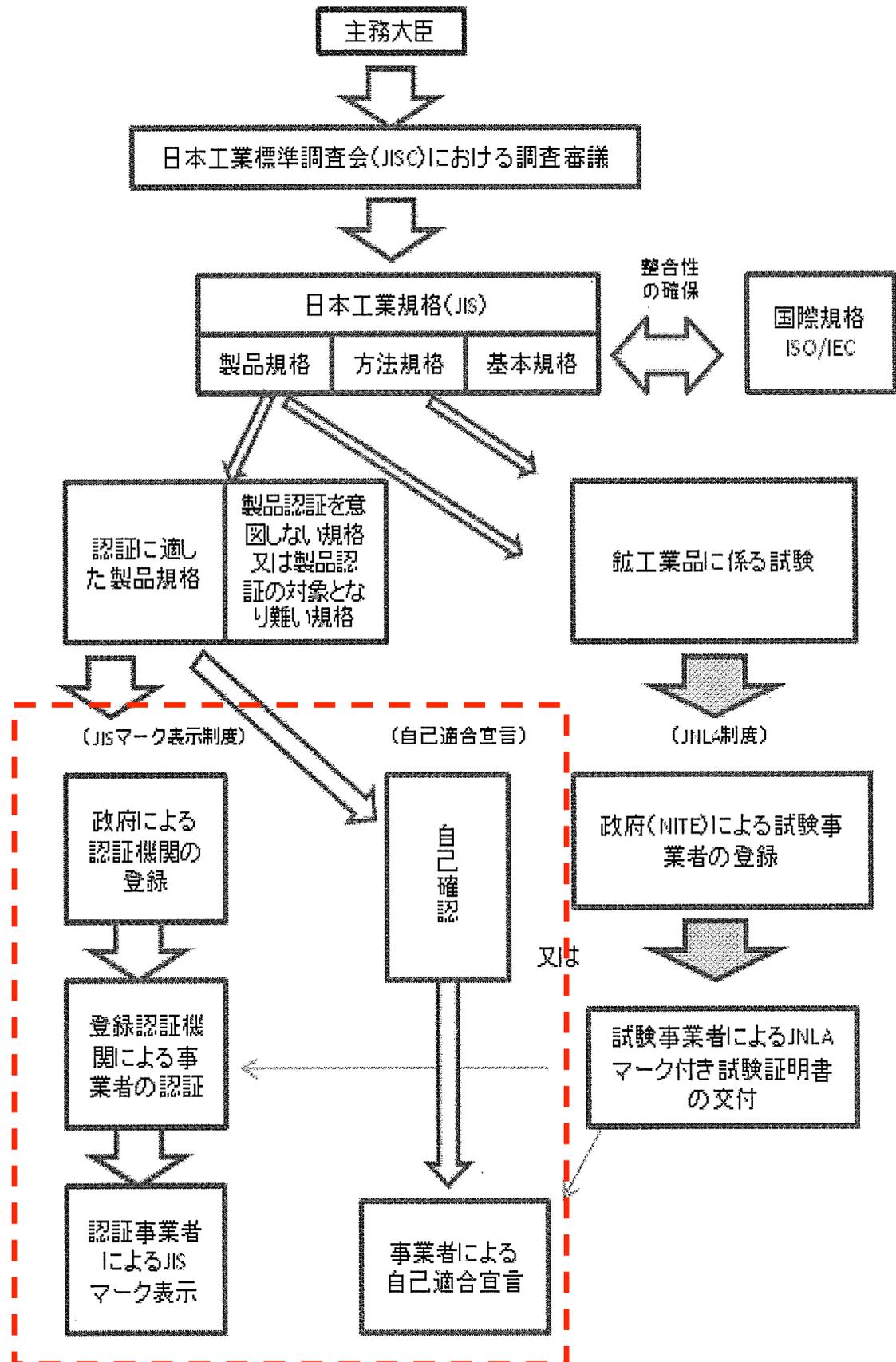
JIS Q 1000 にて、JIS 適合の証明方法として自己適合宣言があることが明記されています。

JIS Q 1000「適合性評価－製品規格への自己適合宣言指針」の解説では、(1) 新 JIS マーク制度で自己適合宣言が可能になったこと、(2) 自己適合宣言品といっても JIS マーク表示品と同様に試買検査の対象であること、(3) 適切な自己適合宣言を行うために支援文書の作成と自己適合宣言書の作成を前提条件にすることが記述され、自己適合宣言は信頼性のあるものでもあります。(添付資料-2)

3. JIS マーク品との品質の差異はありません

自己適合宣言を行うことは、自社ですべての品質を保証しなければなりません。そのためには最低でも JIS 試験を行うための試験設備を保有していることも必要となります。第三者機関に試験を行ってもらう場合に比較して、お客様のニーズに対応した細かい試験データを得ることもできますので継続的な品質向上にも寄与していると言えます。又、性能が JIS 規格を満足しているだけでなく、品質の作りこみや安定的に性能を維持していくことが重要となりますが、当社は ISO9001 認証を全社で取得しており品質を工程で作りこむ仕組みに対して外部審査機関の審査を毎年受けております。

図1.工業標準化制度の概要



適合性評価－製品規格への自己適合宣言指針 解 説

この解説は、本体及び附属書に規定・記載した事柄、並びにこれらに関連した事柄を説明するもので、規格の一部ではない。

この解説は、財団法人日本規格協会が編集・発行するものであり、この解説に関する問合せは、財団法人日本規格協会へお願いします。

1. 制定の趣旨 従来の JIS マーク制度における指定商品については、JIS マーク以外の JIS 規格適合表示が禁止されており、自己適合宣言は非指定商品にだけ認められていた。平成 17 年 10 月から施行される新 JIS マーク制度では、指定商品制が廃止されることに伴い、適合性評価に適したすべての JIS 製品規格（加工規格を含む。以下、同じ。）に対して自己適合宣言が可能となる。

自己適合宣言製品に対する信頼性を確保していくことは、使用・消費者、調達者等の利益の保護の観点から重要な政策課題であり、また、新 JIS マーク制度も含め JIS 制度全体の信頼性向上にもつながるものである。

このため、不適切な自己適合宣言に対する事後措置として、自己適合宣言製品も試買検査対象に含めるとともに、試買検査の結果等によって、仮に不適切な自己適合宣言が判明した場合には、“不当景品類及び不当表示防止法（景表法）”又は“不正競争防止法”に基づく適切な措置を執るため、所管当局とも連携していくことが必要となる。

さらに、このような事後措置だけではなく、製造業者、加工業者、輸入業者又は販売業者（以下、供給者という。）が適切な自己適合宣言を行うための基盤を整備することが必要であり、供給者が自己適合宣言を行う場合に必要となる手順、要求事項、自己適合宣言の表示方法などについて定めた指針を定めることが必要となった。

現在、自己適合宣言に関する指針としては、ISO/IEC Guide 22 に基づいて、JIS Q 0022（供給者による適合の宣言に関する一般基準）が制定されているが、ISO 及び IEC において、この ISO/IEC Guide 22 が見直され、新たに ISO/IEC 17050-1（適合性評価－供給者適合宣言－第 1 部：一般要求事項）、ISO/IEC 17050-2（適合性評価－供給者適合宣言－第 2 部：支援文書）が平成 16 年 10 月に発行されている。これらの規格は新しく JIS Q 17050-1 及び JIS Q 17050-2 として平成 17 年 7 月 20 日に制定され、JIS Q 0022 は廃止の予定である。JIS Q 17050-1 は、製品（サービスを含む）、プロセス、マネジメントシステム、人又は機関がある規定要求事項に適合していることを個人又は供給者が宣言を行う場合の一般要求事項を規定するもので、この規格の適用対象は広範囲すぎて、上記の指針としては不十分である。規定内容を JIS の製品規格に関するものに限定し、分かりやすいものにする必要がある。

そのために、JIS Q 17050-1 及び JIS Q 17050-2 を基礎にしつつ、適合性評価を意図する日本工業規格の製品規格を対象を絞った自己適合宣言指針を新たに制定することとし、併せて支援文書の作成・維持を自己適合宣言書発行の前提条件とすることを明確にするため、この二つの規格の内容を併せた規格とした。この規格は、日本工業規格の製品規格が対象とする製品分野における JIS Q 17050-1 及び JIS Q 17050-2 の